

呉市商店街等道路空間の利活用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市（以下「市」という。）が店舗を運営する事業者に対して、道路空間の一部を店舗事業のために利用（以下「利活用」という。）させることによって、店舗内に人が密集する状態を緩和し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資することを目的に行う呉市商店街等道路空間の利活用（以下「利活用事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、道路とは道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路で国又は市が管理するものをいう。

2 この要綱において、歩道とは道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第1号に規定するものをいう。

(対象区域)

第3条 この要綱において、対象となる道路は別表に定められた道路とする。

(利活用事業の参加対象者)

第4条 利活用事業に参加することができる者（以下「利活用事業者」という。）は、第3条に規定する道路に面する店舗を運営する者とする。ただし、利活用事業者が、個人である場合はその者、補助対象者が法人である場合はその役員が呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号から第3号までに該当する者は除く。

(利活用事業の対象外業種)

第5条 前条の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する業種並びにそれらに類似する業種を営む者は、利活用事業者から除く。

(参加の申込及び承認)

第6条 利活用事業者は、利活用事業に参加しようとするときは、市長に申込をし、承認を得なければならない。

2 前項の規定による申込は、申込書（様式1号）に誓約書（様式2号）を添えて行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申込について承認する場合は、申込者に対して遅滞なく承認書（様式3号）を送付するものとする。

4 市長は、第1項の承認をするに当たっては、申込者が利活用できる歩道の範囲を指定し、第8条各号に規定する条件を付して行うものとする。

5 前項に規定する申込者が利活用できる歩道の範囲は、歩行者の交通量が多い歩道にあっては歩道空間を3.5m以上残した残余の範囲、その他の歩道にあって

は歩道空間を2 m以上残した残余の範囲であって、申込者の店舗の店先の歩道の範囲とする

(利活用の期間及び時間)

第7条 前条第3項の承認期間（以下「利活用期間」という。）は令和2年7月22日から令和3年9月30日とする。ただし、利活用事業に係る道路法第32条第1項の規定による道路の占用許可及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定による道路の使用の許可が取り消された場合は、当該許可が取り消された日を以て承認の期間を終了するものとする。

2 承認を受けた利活用事業者が、道路空間を利活用できる時間（準備に要する時間を含む。以下「利活用時間」という。）は、午前11時から午後9時までとし、午後10時までに原状回復させることとする。

(利活用の条件)

第8条 市長は第6条第3項の承認に当たって、承認を受けた利活用事業者に次に掲げる条件を遵守させるものとする。

- (1) 利活用期間及び利活用時間の終了後は、速やかに利活用した場所を原状回復すること。
- (2) 利活用する場所及びその周辺の美化に努め、道路や樹木等を損傷しないこと。
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、呉市屋外広告物条例（平成28年呉市条例第33号）及びその他法令に抵触しないこと。
- (4) 利活用は市が指定する範囲において実施し、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるよう配慮すること。
- (5) 利活用に当たり、視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないこと。
- (6) 利活用する場所に設置する物は、容易に移動可能なものとする。
- (7) 利活用する場所に車両を駐車しないこと。
- (8) 利活用については、人が密集する状態を緩和することに資する方法で行うこと。

(承認の取消)

第9条 第6条第3項の承認を受けた利活用事業者が、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取消することができる。

- (1) 営業許可の取消しを受けたとき。
- (2) 申込書類等の内容に虚偽の事項があったとき。
- (3) 第6条第1項の承認に当たって付した条件に違反したとき。
- (4) 正当な理由なく警察及び市からの指示に従わない場合。
- (5) 新型インフルエンザ特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく公示において、広島県が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域とされ、広島県から休業を要請されたとき。
- (6) その他不適當な行為があると市長が認めるとき。

(承認書の表示)

第10条 第6条第3項の承認を受けた利活用事業者は、利活用事業に参加している期間中、市の指定する標章を通行人等から見えやすい場所に表示しなければならない。

(立入調査)

第11条 市長は、この要綱に定める措置及び施策を実施するため必要があると認めるときは、利活用に係る物件に立ち入り、必要な指導をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行し、令和3年9月30日に廃止する。

改正 令和2年8月17日

改正 令和2年11月17日

改正 令和3年1月6日

改正 令和3年3月15日

改正 令和3年4月14日

別表（第3条関係）

路線名	範囲
中通1丁目1号線	始点から終点まで。
呉駅前本通1丁目線	宝町本通線と交差する地点から終点まで。
国道487号線，本通2丁目1号線， 国道31号線及び国道185号線	国道487号線と呉駅前本通1丁目線 が交差する地点から国道185号線と 宝町本通線が交差する地点まで。







呉市長 様

住 所（所在地）
氏 名（名 称）
（代表者）

印

呉市商店街等道路空間の利活用への参加申込書

呉市商店街等道路空間の利活用に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり申し込めます。

記

店名・屋号等	
所在地	呉市
利活用内容	※図面（位置図・平面図・断面図）を添付してください。
担当者連絡先	氏名： 電話番号： 緊急連絡先：
商店街振興組合 同意欄（※）	上記申し込みに同意をします。

※呉中通商店街振興組合及び呉本通商店街振興組合の区域のみ必要

様式第2号（第6条関係）

誓約書

私は、「呉市商店街等道路空間の利活用に関する要綱」に基づき行われる呉市商店街等道路空間の利活用事業（以下「利活用事業」という。）の趣旨に賛同し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために歩道空間を利用するに当たり、以下の内容について誓約します。

記

- ・利活用事業への参加申込に当たり、呉市から示された条件に従って道路を利活用します。
- ・道路の利活用に当たっては、警察及び呉市からの指示に従います。また、市が利活用事業の実施に当たり調査が必要な場合は、市の調査に協力し、市の職員が店舗内に立ち入ることについて差し支えありません。
- ・利活用期間及び利活用時間の終了後は、速やかに利活用した場所を原状回復します。原状回復を怠った場合は、呉市において設置物を移動して差し支えありません。道路及び工作物等にき損・汚損・消滅等があった場合、事業者の責任を以てその損害を賠償します。
- ・道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、呉市屋外広告物条例（平成28年呉市条例第33号）等の関係法令を遵守し、設置する物については、責任をもって管理監督を行います。
- ・道路空間の利活用については、自らの店舗事業の範囲内において行うものとし、特に第三者に利用させる場合は、近隣の店舗や商店街振興組合との良好な関係を保ちます。
- ・道路空間を利活用する際には特に歩行者等の安全に配慮し、道路の美観保持に努めます。
- ・騒音や光害等に配慮し、近隣の店舗や市民との良好な関係を保ちます。
- ・利活用時間終了後の片付けについては、参加店舗相互で確認をします。
- ・道路空間の活用で事故やトラブルが発生した場合、市に対して報告するものとし、自らの責任で解決します。
- ・申込事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が暴力団暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。）、暴力団員等と密接な関係を有する者でなく、また上記の暴力団、暴力団員、及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申込及び誓約書の内容に相違はありません。変更があった場合は直ちに市へ報告します。
- ・要綱第9条各号に規定する事由に該当するに至った場合は、参加の承認を取り消されることを承知しています。

以上

令和 年 月 日

呉市長様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

（代表者）

印

様

呉市長

承認書

令和 年 月 日付けで申込のあった呉市商店街等道路空間の利活用への参加について、呉市商店街等道路空間の利活用に関する要綱第6条第3項の規定により、次のとおり承認します。利活用に当たっては、誓約事項及び下記の条件を遵守すること。

記

利活用の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ※ただし、利活用事業に係る道路法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定による道路の使用の許可が取り消された場合は、当該許可が取り消された日を以て承認の期間を終了するものとする。
利活用が可能な時間	午前11時から午後9時まで（準備に要する時間を含む。） 午後10時までに片付けを完了すること
利活用の場所	現地において市が指定する範囲
条件	(1) 利活用の期間及び利活用が可能な時間の終了後、速やかに利活用した場所を原状回復すること。 (2) 利活用する場所及びその周辺の美化に努め、道路等を損傷しないこと。 (3) 道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、呉市屋外広告物条例（平成28年呉市条例第33号）等の関係法令を遵守すること。 (4) 利活用は、利活用の場所として指定する範囲において実施し、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるように配慮すること。 (5) 利活用に当たり、視覚障害者誘導ブロックの利用を妨げないこと。 (6) 利活用する場所に設置する物は、容易に移動可能なものとする。こと。 (7) 利活用する場所に車両を駐車しないこと。 (8) 利活用時間終了後の片付けについては、参加店舗相互で確認を行うこと。 (9) 利活用事業に参加している期間中、市の指定する標章を通行人等の見えやすい場所に表示すること。 (10) 利活用については、人が密集する状態を緩和することに資する方法で行うこと。